

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

富士吉田市「美しい富士の里」再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

富士吉田市

## 3. 地域再生計画の区域

富士吉田市の全域

## 4. 地域再生計画の目標

富士吉田市は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置し、海拔 650～900m の高原都市である。市の北は都留市・西桂町、東は忍野村・山中湖村、西は富士河口湖町・鳴沢村にそれぞれ接し、南は静岡県と県境をなしている。東京都心へ約 100km、甲府市へ約 30km の距離にあり、人口 54,064 人、面積 121.83km<sup>2</sup> である。世界に誇る雄大な富士山の裾野に広がり、市域の大部分が国立公園内にあり、富士山に抱かれた環境は、豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然をわたくしたちに与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきた。しかし、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、環境負荷を増大させ、地域や富士山における環境への影響のみならず、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境を脅かすまでに至っている。特に、清らかな富士山の地下水を飲料水に使用しているわたくしたちにとって、多くの観光客が訪れることや不法投棄による富士山周辺地域のごみ汚染、污水处理施設の普及の遅れによる河川等の汚濁は、深刻な問題となりつつある。

このため、平成 17 年 3 月に「富士吉田市環境基本計画」を策定し、市民や環境団体と協働して実施する河川清掃等による「市内水域の水質改善の推進」、水源の森としての山林の維持管理や富士山の一斉清掃等による水源の涵養による「地下水の保全」、ホテルの再生や環境学習の役割を担う明見湖の整備による「水辺の親水化の推進」等を、市民、事業者、市が連携・協働して取り組んできている。

これまでに、生活排水を適正に処理するため、昭和 52 年度から公共下水道の整備、また平成 7 年度からは個人設置型の浄化槽の普及促進に取り組んできた。污水处理人口普及率は年々増加しており、平成 16 年度末には 49.8% まで向上しているが、全国の平均値 79.4% や山梨県の平均値 66.2% に比べて大幅に下回っているため、公共下水道の整備や、個人設置型の浄化槽の普及を一層促進し、併せて環境基本計画を推進することにより、この地に訪れる人々と住民が、清らかな水を守り水辺と親しめる「美しい富士の里」を実現していく。

目標 污水处理施設の整備の促進（污水处理人口普及率を 49.8% から 56% に向上）

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

公共下水道整備及び浄化槽（個人設置型）の設置について、汚水処理施設を一体的に整備をすることにより、効率的に地域の生活環境を改善する。

併せて、関連する事業を効果的に行い、美しい富士の里の実現を目指していく。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を申請中である。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成18年3月に事業認可予定

#### 〔事業主体〕

- ・富士吉田市

#### 〔施設の種類〕

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

#### 〔事業区域〕

- ・公共下水道 富士吉田市下吉田地区
- ・浄化槽（個人設置型） 富士吉田市全域（公共下水道認可区域を除く）

#### 〔事業期間〕

- ・公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

#### 〔整備量〕

- ・公共下水道 150～200mm 2,115m
- ・浄化槽（個人設置型） 5人槽 300基（各年度60基）  
7人槽 375基（各年度75基）  
10人槽以上 75基（各年度15基）

なお、各施設による新規の処理人口は、以下のとおり。

- ・公共下水道 700人
- ・浄化槽（個人設置型） 2,700人

#### 〔事業費〕

- ・公共下水道 事業費 221,500千円（うち、交付金110,750千円）  
単独事業費 214,200千円
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 299,250千円（うち、交付金99,750千円）

合 計 事業費 520,750千円（うち、交付金210,500千円）  
単独事業費 214,200千円

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

#### 1) 水辺に親しむ空間の創出

##### 明見湖公園整備事業

明見湖を含んだ周辺4ha以内(地区公園の面積要件)のエリアから一部整備を実施して来たが、今後はより一層周辺の水田からの農薬による汚染や地下水の枯渇による水の浄化がなされない状況から明見湖を昔ながらの姿に取り戻し、古くから親しまれてきた親水機能の向上、田園景観の保全、里山の創出を含め、周辺一帯を早期に整備する必要があることから、水質の浄化のため、井戸を掘削し、親水水路の整備を行うなど明見湖周辺の自然環境を保全すると共に農業や里山体験ができる公園整備事業として位置付け、本事業に実施することとした。

また、湖畔周辺の自然環境を保全するとともに、併せて里山の整備における林業体験やホタル水路等の自然とふれあえる場や住民の憩いの場が創出できる公園として整備していくものである。

## 6. 計画期間

平成17年度から平成21年度まで

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4.に示す数値目標に照らし状況を市の関係部署からなる会議を開催し、調査、評価し、公表する。

尚、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に管理されているか、施設管理者と異なる第三者が行った水質調査等を把握し、必要に応じて管理者に対して適切な処置をとる。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし